

事項	景観形成基準	フィック	計画・配慮した事項	備考
壁面の位置の制限	<p>全域</p> <p>1. 道路等公共用地の境界線からできるだけ後退</p> <p>2. 指定幹線道路に面する敷地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路境界線より3m以上壁面後退 			
敷地の緑化	<p>全域</p> <p>1. 敷地内は、できるだけ緑化に努める</p> <p>2. 優れた景観を有する施設等の背景の保全に配慮</p> <p>3. 指定幹線道路に面する敷地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路境界線に沿って低・中・高木等を配置 ・ 緑化率は敷地面積の3%以上 <p>全域の基準に追加する基準</p> <p>背景保全形成地区</p> <p>1. 既存樹木等の活用し、主要眺望点からの見え方に配慮した緑化とする</p>		<p>緑化面積 (m²)</p> <p>緑化率 (%)</p>	